

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年9月1日 14時00分発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、細川

TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局

輸送・監査担当 風岡、川田

TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

## 乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：伊豆箱根バス 株式会社

住所：静岡県三島市大場300番地

営業所：三島営業所（静岡県三島市多呂56番地の1）

## 2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年9月1日 50日車（2両×25日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

## 3. 監査端緒

令和4年4月7日、当該事業者が運行している路線バス（伊豆長岡三津シーパラ線）において、正当な事由無く運行の継続を拒絶したことから、当該営業所に対し監査を実施したものの。

## 4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認した。

①正当な事由が無く、運送の継続を拒絶した。

（道路運送法第13条違反）

②事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項違反）

③主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条3項違反）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項違反）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	5点
当該事業者の累積違反点数	5点